

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月23日
名取市消防本部総務課

消防職員の懲戒処分等について

令和3年6月22日付け、本市消防職員（20代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職3月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が平成30年11月から令和3年4月にかけて、同僚職員5名の財布から延べ9回にわたり、現金約2万2千円を窃取したことによるものです。

また、上司の職員3人につきましても訓告処分としました。

なお、当該消防職員は、窃取した金銭を同僚職員5名に弁済しており、6月22日付けで依願退職したところです。

※職員の懲戒処分にかかる高橋隆一消防長コメント

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員がこのような不祥事を起し、市民の皆様から寄せられた信頼を大きく損なうこととなり、まことに遺憾であり、心から深くお詫び申し上げます。

職員に対しては、改めて貴重品を含めた私物の管理徹底を図るとともに、綱紀の粛正と公務員としての倫理向上に向け、指導してまいります。

【問い合わせ】

名取市消防本部総務課 相澤（内線101）

電話：022-382-0242 FAX：022-383-8711